

茨木市駐車場放置自転車等措置要綱

(目的)

第1 この要綱は、茨木市駐車場条例施行規則第17条の規定に基づき、駐車場内に相当の期間にわたり放置されている自転車、原動機付自転車及び自動二輪車（以下「自転車等」という。）の措置に関する手続きを定めるところにより、駐車場の有効利用を図り、もって市民の利便に資することを目的とする。

(自転車等の長期駐車禁止)

第2 駐車場の使用者は、自転車等を1ヶ月以上駐車しておく必要があるときは、その旨を駐車場管理員に申し出なければならない。ただし、定期駐車券使用者の有効期間中の自転車等についてはこの限りでない。

2 前項の申し出のない自転車等は放置自転車等とみなす。

(放置自転車等に対する措置)

第3 市長は、放置自転車等を移動し、駐車場内で別に保管することができる。

2 市長は、前項の規定により別に保管した放置自転車等について、車体表示、防犯登録等により所有者の調査を行い、所有者の確認ができた放置自転車等については、該当所有者に対し、速やかに引き取るよう通知するものとする。

3 市長は、放置自転車等の所有者が引き取りにきた場合、駐車場使用期間に対応する使用料を徴収した後、該当放置自転車等を返還するものとする。

(放置自転車等の告示、処分)

第4 市長は、放置自転車等で第3第2項の通知にもかかわらず所有者による引き取りがないもの、又は所有者の確認ができないものについては、放置後3ヶ月以上経過したものについて、該当放置自転車等を一定期間内に引き取ること及び該当期間経過後は市において処分することを告示（様式第1号）するとともに、駐車場内に掲示し、又市の広報紙に掲載するものとする。

2 市長は、前項に規定する期間を経過してもなお所有者による引取りがない放置自転車等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他法令の規定により処分するものとする。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

様式第1号

茨木市告示第〇〇〇号

茨木市〇〇〇駐車場内放置自転車等の保管について

当〇〇〇駐車場内に放置されている自転車等を保管していますから、所有者又は使用者は 〇〇年〇〇月〇〇日までに引き取ってください。

なお、期日までに申し出のない場合は、当市で処分いたします。

記

1. 保管場所 茨木市
茨木市〇〇〇駐車場

1. 保管台数 〇〇台

〇〇年〇〇月〇〇日

茨木市長